

第1回土地等利用状況審議会 議事録

令和4年7月25日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、「土地等利用状況審議会」の第1回会議を、ただいまから開催させていただきます。

本日はお忙しいところ、お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

会長が決まるまで暫定的に進行役を務めさせていただきます、事務局の〇〇でございます。

よろしく願いいたします。

初めに、二之湯智内閣府特命担当大臣より、第1回審議会の開催に当たり、一言御挨拶いただきます。

大臣、よろしく願いいたします。

【二之湯大臣】 皆様、おはようございます。早朝より委員の先生方には、大変お忙しいところありがとうございます。

それでは、私から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

第1回の「土地等利用状況審議会」を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、重要土地等調査法は、防衛関係施設等の安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等について、その土地等の利用状況の調査を実施し、それらの機能を阻害する行為が認められた場合に規制を行うものであります。

この審議会は、重要土地等調査法における執行の透明性を確保する観点から、法の対象となる施設、法に基づく区域指定や勧告について御意見をいただくとともに、法運用等に関する重要事項について調査審議をいただく場として開催するものとなります。安全保障の観点から、土地等の利用をどのように管理すべきかとの課題は、長年にわたって国会や地方議会などでも議論されてきたところであり、重要土地等調査法は、その課題の解決に資する意義深いものと私は認識いたしております。

本年の9月に全面施行を迎えることとなりますが、皆様の御意見を踏まえ、政府としてもこの法律の目的の実現のためにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

審議会の先生方には、政府における対応の方向性について、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、申し訳ございませんが、プレスの方はここで御退出をお願いいたします。

(報道関係者退室)

【事務局】 二之湯大臣、大野副大臣、小寺政務官におかれましては、事務局側のお席に御移動いただければ幸いです。

それでは、委員及び専門委員の皆様を、委員、専門委員の順で御紹介させていただきます。

まずは委員の紹介をさせていただきます。

〇〇委員。

〇〇委員。

〇〇委員。

〇〇委員。

〇〇委員。

〇〇委員。

〇〇委員。

〇〇委員。

オンラインでのご参加となります。〇〇委員。〇〇委員。

次に、専門委員の皆様をご紹介します。

〇〇専門委員。

〇〇専門委員。

〇〇専門委員。

〇〇専門委員。

オンラインでのご参加となります。〇〇専門委員。

〇〇専門委員。

以上となります。

また、土地等利用状況審議会令第2条第1項では、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されておりますが、以上のとおり、本日は、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まずは会長の互選を行いたいと思います。

重要土地等調査法第18条第1項の規定により、会長を委員の互選により決定いただきます。どなたか御推薦はございませんでしょうか。

では、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】重要土地等調査法は、有識者会議で制度の骨格について議論を行ってきたところでございまして、その際、座長として提言の取りまとめに御尽力いただいた〇〇委員を推薦させていただきます。

【事務局】ありがとうございます。

ほかの皆様はいかがでしょう。

(「異議なし」と声あり)

【事務局】それでは、〇〇委員に会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、恐れ入りますが、会長から一言お願いできればと思います。

【会長】〇〇でございます。

会長に御推薦いただきまして、ありがとうございます。

昨今の情勢といいますのは、戦後の政治学が想定していなかったような状態が発生していると思われま。その意味でもこの審議会は大変重要なものと認識しております。全力を尽くして務めたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

【事務局】ありがとうございます。

それでは、お手数をおかけいたしますが、会長には、こちらの会長席に御移動をお願いいたします。

(会長、会長席に移動)

【事務局】また、こちらで二之湯大臣は御退席となります。

大臣、どうもありがとうございます。

(二之湯大臣退室)

【事務局】それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思っております。会長、申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

【会長】それでは、早速ですが議事を進行したいと思っております。

まず初めに、重要土地等調査法第18条第3項の規定によりますと、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するとなっております。したがって、会長代理を指名させていただきたいと存じます。

会長代理といたしましては〇〇委員にお願いしたいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

【委員】承りました。

【会長】ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、土地等利用状況審議会運営規則（案）について、お諮りいたします。これにつきましては事務局から御説明をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】では、お手元の資料になりますが、資料2になります。土地等利用状況審議会運営規則（案）について、説明させていただきます。主には、会議への御出席、議事録の扱い等について規定するものでございます。

具体的な内容を申し上げます。

最初に、会議への御出席におきましては、第2条にありますとおり、オンラインによる出席も認めることとしております。また、会議に欠席される場合、意見を書面で御提出いただくことができることとしております。さらに、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合には、書面での開催をもって議決に代えることができることとしております。

次に、議事録の取扱いについてでございます。資料とともに、原則、公表とさせていただきますが、公表することにより率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認めるとき等は、議事録及び資料の全部または一部を非公表とすること

ができるとしております。

また、こちらの審議会の運営でございますが、忌憚のない意見交換を行うため、会議は非公開とさせていただきます。

ただし、透明性確保の観点から、発言者が分からない形で議事録を公表するとともに、審議会終了後に事務局から記者ブリーフを行うことを考えております。

【会長】ありがとうございました。

ただいまの御説明についてですが、皆様の御異議がなければ、土地等利用状況審議会運営規則につきまして、原案のとおりに決定したいと思いますけれども、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【会長】御異議がないようでございますので、それでは、原案のとおりに決定いたします。

その他の審議会に関する手続や運営等につきましては、私に御一任いただければと思いますのでこれもよろしく願いいたします。

【事務局】続きまして、資料の説明に入らせていただきます。

【会長】よろしく願いいたします。

【事務局】それでは、資料に基づいて事務局の〇〇より説明いたします。よろしく願いいたします。

【事務局】事務局の〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料3と書かれた資料はお手元でございますでしょうか。こちらに基づいて御説明をさせていただきます。

まず、1枚おめくりください。重要土地等調査法の概要につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、目的でございますけれども、防衛施設等の重要施設、それから、国境離島等の機能、これを阻害する土地等の利用を防止することを目的としております。

このため、区域を指定していくわけでございますけれども、まず、注視区域の欄を御覧ください。重要施設の周辺ということで、防衛関係施設、海上保安庁の施設、それから、後ほどお決めいただきます生活関連施設、政令事項では原子力関係施設と自衛隊が使用する空港という形にしておりますけれども、これらのおおむね1キロメートルを指定することを想定しております。また、国境離島等ということで、国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域というものを指定してまいる予定でございます。

この区域を指定いたしますと、この土地等の利用状況を調査するというので、土地の所有者、利用者等の情報を収集させていただきます。

そして、②のところですが、調査結果を踏まえて何らかの機能阻害行為が認められる、やろうとしているのではないかと疑われる場合には勧告をし、これに従っていただけない場合には命令を発することができることになっております。

また、必要に応じまして、そういった機能阻害行為を防止する観点から、国により土地

等の買取りも実施することができるようになっております。

この注視区域のうち、特に機能が重要なもの、機能阻害行為が容易であって代替が困難なものにつきましては、特別注視区域という形で指定することができます。

この特別注視区域は何か違うかと申しますと、上記の注視区域の①から③に加えて、土地等の所有権の移転等に際しまして、この取引をする当事者はこれを事前に届け出ることを義務づけることになっております。

調査につきましては、下の欄の左側でございますけれども、氏名や住所、国籍といったようなものを収集させていただきますし、これは公簿を中心といたしますが、場合によっては現地・現況の調査もさせていただきます。また、必要があれば所有者等からの報告徴収ということもすることが可能な枠組みとなっております。

届出につきましては、これは特別注視区域のみでございます。先ほど御説明したとおりでございます。

1 ページおめぐりいただきまして、今後のスケジュールでございます。

まず、これまでに6月1日付で内閣府に新しく政策統括官組織を設置いたしまして、9月の全面施行に向けて準備をしておるところでございます。法律上、法律が公布されてから1年3か月以内に全面施行するということになっておりますので、最終的なリミットは9月22日ということでございます。ここに向けて、現在、作業を進めさせていただいております。本日、審議会を開催させていただきましたので、ここで御了承いただきますれば、これから御説明する政令ですとか府令、それから、一番肝となりますのは基本方針案でございますけれども、こちらのほうを御議論いただいて御承認いただければ、明日にでもパブリックコメントのほうにかけさせていただきたいと思っております。パブリックコメントにつきましては期間が30日ということでございますので、これで30日後に恐らくたくさん意見が出てまいると思っておりますので、2週間程度事務的に整理をさせていただきます。御報告をさせていただくということでございますけれども、特に修正等がない場合には御連絡のみにさせていただければと思っております。

そして、9月中旬に基本方針・政令、これを閣議決定いたします。そして、政令・内閣府令を公布いたしまして、9月中旬の9月22日までに全面的に施行していくということでございます。

じ後、順次、事務的にこの基本方針、それから、法律に基づきまして区域の指定の作業をさせていただきます。また、これにつきまして審議会のほうにお諮りして公示という作業に結びつけていきたいと考えております。公示されますと、先ほど申し上げましたように土地等の利用状況、所有状況についての調査を開始させていただくという段取りでございます。

1 ページおめぐりください。

ちょっと読みにくくて恐縮なのですが、法律上、審議会における審議事項というのは大きく4つになっております。

本日は、生活関連施設の制定ということで1つ目の議題。

2つ目と3つ目につきましては本日はございませんで、法律の施行後に適時御審議をいただくことになります。

2つ目が④のところのその他の重要事項となっておりますけれども、これが本当に一番大事なところでございます、基本方針案というものを御審議いただく予定でございます。

それでは、1ページおめくりください。

まず、政令事項となっております生活関連施設と呼ばれるものでございます。生活関連施設というふうに書いておりますけれども、真ん中の四角のところを御覧いただきたいのですが、国民生活に関連を有する施設であって、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体、財産に重要な被害が生じるおそれが認められるもの。これを政令で定めるということになっております。

これにつきまして、今回は、原子力関係施設。原子力の発電炉の施設ですとか、使用済み燃料の貯蔵施設、再処理施設、そういったようなものを指定させていただこうと思っております。ちなみに、研究用の施設については対象としないという予定でございます。

2つ目が、空港という形で指定をさせていただきます。政令上は空港でございますけれども、後ほど説明する基本方針におきまして、自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設から選定するという形にさせていただきます。いわゆる民間空港の共用空港と呼ばれるものでございまして、大きなものですと沖縄の那覇空港です。これは国土交通省が管理する空港でございますけれども、航空自衛隊が利用させていただいておる施設でございます。

次のページを御覧ください。こちらが基本方針の概要でございます。

基本方針自体は参考資料4という形で本文そのものを添付させていただいております。A4縦の資料、横書きのものでございます。こちらは5章に及ぶ構成になっておりまして、まず、第1という1章目でございますけれども、これにつきましては、本法律の制定の経緯について、背景や趣旨について書いております。また、この法律は国民の個人情報等を取り扱い、また土地利用の規制をするという関係がございますので、国民の権利との関係、安全保障上の措置、これを最小限にしていくということですか、個人情報の保護についての考え方を記載させていただいております。

それから、第2というところでございますけれども、注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項ということでございます。

まず、1つ目のポツでございますけれども、この区域の指定に当たりましては、あらかじめ地方公共団体の意見を聴取することとさせていただいております。これは国会の附帯決議でも求められておるものでございます。

2つ目のポツで、注視区域の指定の対象となるものでございますけれども、これは防衛関係施設、それから、海上保安庁の施設、それから、先ほど御説明いたしました生活関連施設ということで、原子力関係施設と空港の周囲でございます。そして、4つ目が国境離

島等というものでございます。

まず、①の国境離島でございますけれども、これは領海の基線となるところの周辺、並びに領海警備等の活動拠点となる行政機関の官署。これは海上保安庁でございます。及び当該行政機関の船舶が使用する係留施設、これは海上保安庁の船舶がまさに使用する岸壁等のことでございます。

②ということでございますけれども、こちらは、有人国境離島地域を構成する離島でございます。こちらにつきましても海上保安庁の官署及び海上保安庁が使用する岸壁等の周辺部を指定させていただきたいと考えております。

次に、特別注視区域の指定の対象というところでございます。こちらにつきましては、まず、防衛施設でございますけれども、防衛施設については、指揮中枢機能や司令部を有する施設、それから、警戒監視、防空用のレーダーでございますけれども、こういったものや情報機能を有する施設、それから、防空機能を有する施設ということで、これは弾道ミサイル防衛なので、北朝鮮がミサイルを撃つということになればペトリオットというものが展開していくのですけれども、そういった防空機能を有する施設でございます。さらに、離島に所在する施設の周辺ということを予定しております。

さらに、国境離島等でございますけれども、これは我が国が現に保全・管理を行っているもののうち、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地、要するに私有地でございますけれども、私有地にあつて、無人の国境離島の全域を指定させていただこうと考えておるところでございます。

1 ページおめくりいただきまして7ページ目でございます。

2章でございますけれども、経済的社会的観点からの留意事項ということでございます。注視区域または特別注視区域として指定しないことがある場合というものを例示させて記載させていただきました。これは必ずしもそれに該当するとかしないということではなく、総合的に考えていくこととなりますけれども、まず、国有地というところであれば、これはその所有者等が悪用するということも非常に考えにくいということ。それから、国が借り上げて管理をしているようなところであれば、要するに機能阻害行為の兆候の把握が容易であるのではないかと。そういった国有地や国有地に準じるような管理を行っているような地域については指定しないこともあり得るのではないかと考えておるところでございます。

次に、特別注視区域として指定しないことがある場合ということでございます。これもやはり経済的社会的観点から負担を軽減していくということです。まず、この①でございますけれども、区域の面積の大部分が人口集中地区であること。それから、2つ目として、区域内に人口約20万人の市町村、要するにこれは中核市でございますけれども、この中核市と同等の年間土地取引件数、これ以上の土地取引が行われている市町村が存在すること。これは現時点では約2,000件でございますけれども、こういったことを総合的に勘案して特別注視区域に指定しないことがあり得るといふふうにしております。ただ、やはりこれは

安全保障上の必要性等もございますので、あくまでそういった要素を総合的に勘案した上で判断していくという形にさせていただきたいと思っております。

第3でございますけれども、土地等利用状況の調査でございます。区域を指定いたしますと調査をいたしますけれども、調査方法といたしましては、これは先ほども御説明いたしましたけれども、不動産登記ですとか住民基本台帳といったような公簿を中心に収集させていただきます。必要に応じて、例えば、航空写真で見て登記されていない土地があるといった場合には、現地・現況の調査を内閣府によって行うことといたします。また、登記されている法人が、例えば、有名無実化しておいて利用者と異なるのではないかというケースが見受けられてまいりますと、必要に応じて報告の徴収ということも実施させていただきたいと考えております。調査対象となりますのは土地等の利用者、その関係者ということでございまして、土地等の利用者が法人である場合はその役員につきましても対象となります。調査項目といたしましては、土地等の所在や地目のほか、利用者その他の関係者の氏名や名称、住所、本籍というのもございますけれども、法人におきましては、例えば、その役員の国籍といったものの報告をしていただきますし、生年月日や連絡先、性別といった本人を特定する情報も収集させていただく予定でございます。

また、関係する行政機関や地域住民の方々が有意な情報をお持ちのケースもあろうかと思っておりますので、内閣府にそういった情報を受け入れる体制を整備させていただきます。

そして、法第13条に基づく届出の趣旨と書いていますけれども、これは特別注視区域になった場合の届出でございますが、これは法律の下限となっております200平米未満のものについては対象としないで、それ以上について政令で定めるとしておりますので、この200平米以上の面積・床面積の土地や建物について対象とさせていただきたいと思っております。建物につきましては99%ぐらいが外れる形にはなろうかと思っておりますけれども、土地については約40%が対象となるということになってまいります。それから、届出事項でございますけれども、氏名や法人にあった名称、それから住所等、それから国籍や、利用の現況等について届出をしていただく予定でございます。これにつきましてはしっかりと周知や広報するための体制、ホームページのようなものと電話によるコールセンター、こういったものも整備して相談をしていきたいと思っておりますけれども、軽易にやってくためにオンラインによる届出ということも体制を整備させていただきたいと思っております。

次に、第4でございます。こういった調査によりまして機能阻害行為の用に供されると認められる場合、用に供される蓋然性が社会通念上高いと認められる場合でございますけれども、この場合に勧告や命令というものをやらさせていただきます。そのための趣旨、手続を定めさせていただきます。

また、機能阻害行為というものでございますけれども、これも国会の附帯決議におきまして、一定の予見可能性を確保するために機能阻害行為の類型について示すように求められております。今回、自衛隊等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置、それから、領海基線の近傍の土地で行うこういった低潮線の保全に支障を及ぼすような、形状を変更

するようなことですね。こういったものを例示とさせていただきます。

具体的には、こちらの先ほど御紹介した本文、参考資料4 というものの11ページを御覧いただきますと、ちょうど真ん中ぐらいにポツが7つあるかと思えます。こちらにおきまして機能阻害行為の類型を定めさせていただきます。ただ、機能阻害行為といいますが、これの全てを定めることは非常に困難でございます。例えば、技術の進歩でその対応が変わってくるので、あくまで例示であることを御理解いただきたいと思います。

それから、国会の審議の中で求められたのですけれども、次の12ページでございます。機能阻害行為に該当するとは考えられない行為の例についても例示してほしいという御要望がございましたので、12ページの真ん中から少し下段のところの5点ほど例示を入れさせていただきます。例えば、施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住といったことは大丈夫なのかという御心配を持つ方もいらっしゃると思いますので、そういった不安を払拭するために例示として書かせていただきました。こちらについてもあくまで例示ということでございます。

それでは、先ほどの横の資料にお戻りください。

第5というところでございますけれども、まず、1つ目の黒丸、関係行政機関の長に対する情報提供等というのがございます。調査の結果、機能阻害行為の用に供される兆候が明らかになる。そういったときに、他の法令に基づく措置が当該機能阻害行為の是正に有効であると認められる場合というふうに書いておりますけれども、例えば、農地法に基づくような措置。農地を違法に転用しているとか。それから、航空法に基づいていくとすれば、高い塔が建設されようとしていると、建設されたと、されているといった場合ですね。そういった他の法令に基づいて措置をしていただくほうがよいと、効果的であるという場合には、関係行政機関の長に対して情報提供させていただくということでございます。

それから、次のポツのところでございますけれども、後半に、法に基づく措置の実施状況の公表というのがございますけれども、こちらも国会の附帯決議で実施状況の公表が求められておりますので、これも年に1回程度取りまとめて報告していきたいと考えております。

最後の、我が国の安全保障をめぐる内外諸情勢の変化等への対応ということでございますけれども、こちらは法律の附則におきまして5年後の見直しという規定がございます。ただ、状況によりまして5年を待たずにこれの見直しをすることもあろうと考えておりまして、そういった趣旨を記載させていただいたところでございます。

私の説明は以上でございます。

【会長】御説明ありがとうございました。

それでは、ディスカッションに入りたいと思っておりますけれども、まずは議題1の重要土地等調査法の対象とする生活関連施設についての御意見をいただきたいと思います。これにつきまして御発言のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】〇〇でございます。御指名ありがとうございます。

生活関連施設で原子炉関係の施設が入っているということで、これは大変重要な意義あることだということをもまず考えます。どういう施設を対象とするかということなのですけれども、原子炉等規制法で規制されています発電用原子炉、それから関連する核燃料関係の施設、それから廃棄物関係、そういったものが含まれておりまして十分カバーされていると思います。ただ、御説明にもありましたように、試験研究に供するものは除くということになっています。

一方、原子炉等規制法の中では試験研究炉、それから発電用原子炉、両方とも規制の範囲に入っているということで、その点ちょっと違いがあるという認識がございます。もともと原子炉等規制法は、安全について我が国の安全保障に資するということですから、原子力施設の安全性という観点で試験研究炉も含めて規制しているということです。

一方、ここは生活関連の重要施設という意味でその機能が阻害されると国民の生活に重大な影響を及ぼすようなもの、そういう意味で試験研究炉は外すというお考えは適切かと思えます。

1点指摘させていただきたいのは、実は原子炉等規制法の中でも、もう一つ、発電に供する研究開発段階の原子炉というのがございます。具体的には高速増殖炉のもんじゅ、これがそれに当たっていたわけですが、これは発電用原子炉という中に含まれるという炉規法の解釈でした。今回、当然ながらその研究開発段階の原子炉と、それで発電に供するものというのはなかなか解釈が微妙なわけですが、個人的には、今はもんじゅは廃止措置段階ですので直接的な問題はないと思いますが、これからそういう問題が出てくることは考えられるわけですし、そういうものも発電に直接研究開発を行うことによってつながるという意味では、当然、炉規法と同じような考え方で含めるということもあるのではないかと思います。ただ、これはまだオープンな 이슈 というふうには理解してございまして、現段階のこの基本方針のところについてはこれで結構かと思えますが、将来そういう問題が起こり得るということも念頭に置いておく必要があると考えます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございます。

関連してさらに御発言はございますか。

ないようでしたら、事務局のほうから回答をお願いいたします。

【事務局】政令は炉規制法を引用しており、今、御指摘がありました、もんじゅ、ふげん等、あと、人形峠の環境技術センター等も、炉規制法の定義から対象となります。現在、これら全て廃止措置中ということですが、今後、また同様のものが実際に出てきましたら指定することを検討することになるのかなと考えております。

【専門委員】了解しました。ありがとうございます。それで結構な方針であると思えます。

【会長】ほかに御発言はいかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【委員】〇〇でございます。

生活関連施設という言葉について確認をさせていただきます。定義では国民生活に関連を有すると書いてあります。通常、生活関連というと、比較的身近な生活というニュアンスを持つところですが、ここでは国民生活と書いてあるのです。この国民生活というのはかなり抽象度が高い気がしておるわけですが、この点、そういうものが生活関連という言葉になった経緯を御説明賜れば幸いです。基地については訴訟も起こっているぐらいでして、どちらかという、邪魔者、迷惑なものという形です。もちろんこれは国民生活にポジティブな関連性を有するというふうに使っておるに違いないとは思いますが、その辺の解説を頂戴できれば幸いです。

【会長】では、事務局、お願いいたします。

【事務局】〇〇委員、ありがとうございます。

この法律についてでございますが、当初、この法律は、昨年の審議の際に、当初いろいろ議論がございましたが、やはりその対象施設をまずは最初は必要最小限のものからやっっていこうということで審議がございました。様々な御議論がございまして、その中で、まさにいただいたように国民生活に関しての様々な議論があり、例えば、いろいろな鉄道の施設も入れるべきだとか、様々な金融施設も入れるべきであるとかいろいろな議論がございましたが、まず最初、この中でも特に重要なものということで、いわゆる法律の中ではかなりその対象を絞り込むような形で当時は規定がなされたという背景がございまして、ここにある限定的なものに対しての書き方になったという経緯がございましたことを補足させていただきます。

【会長】よろしいですか。

【委員】この法律はどう見ても後手後手立法ですので、限定的になるのは当然だと思うのですが、生活という言葉の射程が、我々の身近な生活というよりもかなり抽象度が高い、オールジャパン、ナショナルな観点からの生活というふうにもお見受けするところなのです。それはそういう整理ということでしょうか。

【事務局】〇〇委員がおっしゃられているような解釈が念頭にあったということでございます。

【会長】よろしいですか。

では関連して、〇〇委員、どうぞ。

【委員】〇〇と申します。

今の〇〇委員の御質問との関連で、1点確認させていただきたいと思っております。

生活関連施設の点でございますけれども、やはり国民保護法と比較しますとかなり対象が限定されているように思います。しかし、この法律は緊急事態を想定しているものではありませんし、政令事項であることから、必要に応じて追加で指定ができますので、土地の取引についての最小限度の措置の実施という方針にかなっているものと見ております。この理解でよろしいかどうかについて、確認させていただければと思います。よろしくお

願いたします。

【会長】事務局、どうぞ。

【事務局】〇〇委員、ありがとうございます。

今、〇〇委員と〇〇委員から御指摘がございましたが、まさにこの国会の審議のときに幅広く設けるべきなど様々な御議論がございましたが、最終的にはこの法律はやはりまだ初めてのものということで、やはり私権制限と絡んでくるということから、当初は限定的なもの、そして、中でも対象とするのはまさにその大きな意味での国民生活というところから、国民保護法の対象よりは対象をまずは絞るような形でまず規定をすべきということでこのような形になったことがございました。

ただ一方、やはり政令で指定したものを対象としていくということになっておりますので、またそこにおいては機動的に、また、社会状況の変化に応じてそこは議論していただいた上でまた追加をしていくということが出来る仕組みにしたというのが先ほどの経緯であったということでございます。

【会長】よろしいですか。

では、〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】〇〇でございます。

もともと私人の財産権を制約する、市民自治に介入する法律なので、その最小限の規制だということは私たちは冒頭から頭にあっただと思います。けれども、他方、最近の中国の台頭とか北朝鮮の核武装とか台湾有事の可能性ということのを頭に置きますと、外国の軍隊というのは相手方の軍隊の情報収集には全力を挙げるのが当たり前だということであり、平時は情報収集ですが、有事には破壊工作に移る可能性があるということ念頭に置いてこの法律が作られていると思います。特に原発に関しましては、ダムと同様にジュネーブの国際人道法の規定上最も危険なものとして攻撃が禁止されているという施設なので、私はこれが入ってくるのは当然だろうと思います。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

事務局から何かコメントはありますか。よろしいですか。どうぞ。

【事務局】〇〇専門委員、ありがとうございます。

まさに経緯のこともございましたが、まさに今後、今般お諮りさせていただいたのは原子力関係施設と、とにかくまずは空港ということで今はさせていただいておりますが、今後議論の中で、まさに軍事情勢の変化、あと、政治経済上の変化等々を踏まえて、この政令の中でもその追加についてどう考えるかということはまだ改めてお諮りさせていただき、また御議論いただければと考えるところでございます。御指摘ありがとうございます。

【会長】〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】今回初めてなのでちょっと教えてください。宇宙関連施設とかその辺が加わらなかったのは何か理由があるのですか。

【会長】事務局、どうぞお答えください。

【事務局】〇〇専門委員、ありがとうございます。

今、御指摘のありました宇宙関連施設は、当初議論の俎上にありましたが、まず最初はこちらの国民生活の密接な関連、大きな意味でのところでございますけれども、この中から原子力関係施設と空港ということでまずはやるべきではないかということから、この2つを、今、議論の候補として挙げているということでございます。当初議論では様々なものがございましたが、この中でまずは最初にこの2つということは今考えている次第でございます。

【専門委員】ありがとうございました。

【会長】よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】ありがとうございます。〇〇でございます。

今までの御説明で、これらの2つの施設に限られるという考え方、特に、今回はその法ができたばかりということで、狭い範囲からという考え方というのも理解いたしました。

他方、先ほど〇〇委員からもありましたけれども、有事ということ想定したときに、より防衛すべき施設として考えないといけない対象というのは、恐らく、もっとかなり広い、水源であるとか、あるいは原子力に限られない発電施設であるとか様々、あるいは通信インフラであるとか、今回のウクライナの件なんかを見ていると、通信インフラの重要性というのは非常に高いということがはっきりしたわけですが、そういったものも守るべき対象として考え得ると。

先ほどの御説明の中でも技術進歩への対応ということがあったわけなので、それとともに何を守るべきかということについても、国民感情の変化というものも十分予想されると思いますので、そういったものに対して柔軟にというか、敏感に対応ができるように今後の運営というのをお願いしたいなど。これは要望でございますので特にお答えは要りませんけれども、要望としてお願いしておきたいと思います。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

これはよろしいですか。どうぞ。

【事務局】ありがとうございます。

この法律というのは、国会における非常に難しい審議の中で成立したということで、不十分だという御指摘もいただいております。国民の権利義務との関係で不安が多いといった懸念も上がっておりますので、そういった中でまずバランスを取った中で成立したということでございます。先ほども御説明したとおり、法律上5年後の見直しというのはあるのですけれども、これは5年にこだわることなく、やはりいろいろな情勢の変化に応じて、やはりそこは敏感に感じ取って行って御相談をさせていただくことが必要であると考えて

おりますので、今の御指摘につきましては重く受け止めてまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

【会長】ありがとうございました。

ほかに御発言はいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】〇〇と申します。今日はありがとうございます。

今の件に関してなのですけれども、私も、最終的にその定めるところ、国民の権利を限定するところに関してはかなり狭く狭く対象を絞って決めていく必要があるというのは理解しております。ただ、この類型を規定ということで原子力関係施設、それから、空港だけが上がっているというところが、やはりちょっと検討する際にはいろいろ範囲は広く持っておいたほうがいいのかと思うなど思っていて、本当だったら「などなど」を入れたいなというふうに思うところなのです。そうすると、見直しの5年前であっても、この原子力関係施設、空港以外で問題が出てきたときには議論ができるというふうに考えていいということでしょうか。確認させてください。

【会長】お願いいたします。

【事務局】おっしゃるとおりでございます。我々、実は国会でも、例えば、水源ですとか、特によく言われるのはデータセンターみたいなところですね。こういったものも大事なのではないかと御指摘もいただいております。なかなかこの法律で拾い切れないような部分、例えば、農地、山林というところも含めてという御指摘もあつたりするのですけれども、ここは我々も、国民の方々のこの法律に対する理解の進展ですとか、それから、国際環境の変化といったのを見ながら、場合によってはもう少し前倒しで見直すということもこれはあり得ると考えておりますので、そこはまた審議会の先生とも御相談させていただくということではないかなと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】よろしいでしょうか。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】ありがとうございます。

既に委員の方々から御発言があつたことと重なりますけれども、この生活関連施設に当たるものが何かということについての選定のポリシーといいますか、そういうものをつくっていくことが重要であるというふうに私も思っております。今回は原子力関連施設、空港が選定されておりますけれども、それがなぜここから始まったかということについて、こういうポリシーに基づいて、まずはこれが重要だということが上がってきたということが説明できるということが、やはり国民に対してもこの生活関連施設というものにどういうものが入るのかということについて理解を促進し、透明性を確保することにも通じると思いますので、その点についての説明も準備しておく必要があると思いました。例えば、一定の阻害行為によって生じる該当施設への影響力が非常に大きいとか、施設それ自体の性質として脆弱性を持っている施設であるとか、他方で、阻害行為によって国民の生命、

身体、財産等のどういう利益がどの範囲で損失を受けることが考えられるかという観点から見て、まずはプライオリティーが高いものを選定するという説明が可能ではないかと思えます。そういうことを踏まえた上で、今後もしかすると上がってくるものは一体どういうものなのかということについて、ある程度のその予測可能性と申しますか、あるいはその方針ということも少し前倒しに検討して行って、そのことが際限なくこの施設が拡大してしまうのではないかというおそれを払拭するうえでも大事だと思えますので、その意味でもその前提ポリシーについても併せて議論していくことが重要であると感じました。

以上です。

【会長】ありがとうございます。

この点につきましてよろしいですか。今、ポリシーの話が出ましたけれども。

【事務局】〇〇委員、ありがとうございます。

まさにここの、この何を対象としていくかについて、今は国民生活に関連を有する施設、このような形で原子力関係施設と空港というのを挙げさせていただきました。また今後、先ほど、〇〇専門委員、〇〇専門委員がおっしゃられたとおり宇宙の施設はどうしていくのか、また、通信インフラについても先ほど御指摘がございました。これについても重要性があるのではないかと。ここはまた引き続き、先ほど、ウクライナの話もございましたが、これも踏まえて必要なもの、重要性の高いものとなったときにまたそこで議論させていただいて、またこの政令で追加していくということをやっていくということになると思えます。今現在はなにかんづくこの2つを挙げておりますが、引き続きこれについては、先ほど事務局〇〇からもございましたが、ここで終わるものではございませんので、まずこれは大事なものであるということを説明していき、次に他のものを指定するときには、特に国民の皆様のご理解がやはり必要でございますので、やはりここも大事になっているのだということを説明して政令の中で追加していくということを図っていきたいと考えているところでございます。

【会長】よろしゅうございますか。

では、もう一度。〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】もう繰り返しになりますけれども、若干ちょっと法文と離れるのですが、基本的にやはり戦略的重要性というか、やはりやられた場合にどのぐらい脆弱かというか、社会基盤に影響が及ぶかということをややはり考えるということが非常に重要です。実際に、例えば、我が国にはなじまないかもしれないですけども、先ほど、〇〇委員からお話があったとおり、どういったところがまずやられるのかということを考える必要があるのかなと思えます。結局、その周囲を調査するというのは、やはりその事前的な行為があるから調査するということになるのです。例えば、ケーブルの陸揚げ局とか、それから、データセンターの話が出ましたけれども、宇宙施設も多分そうだろうというふうに思えます。実体的にはそういったところを選んでいかないあまり意味がないのかなと思えますので、ぜひそういうことで御検討いただきたいなと個人的には思っております。

以上です。

【会長】 それでは、事務局、お願いいたします。

【事務局】 ○○専門委員、ありがとうございます。

引き続きまたそこはよく議論してまいりたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

【会長】 ほかにいかがでございましょうか。

では、○○専門委員、どうぞ。

【専門委員】 ありがとうございます。

平時の情報収集等の拠点になるということと有事の破壊工作ですけれども、破壊工作の在り方ですが、最近、サイバーとか電気通信系を狙うということが戦争の初動でよく行われるので、EMPという爆弾とか、どういう形で破壊工作が行われるかということも一緒に考えないと、どの施設をどういうふうにするかということに頭がなかなか回っていかないので、何を守るかということは、どういうふうに攻撃されるかということも一緒に考えていく必要があるのではないかと思いますので一言申し上げました。

【会長】 ありがとうございます。

これはよろしいですね。

それでは、特に御発言はよろしいでしょうか。

【委員】 この法律が作られたのは、今回のウクライナの事件以前のことだと思いますので、その後大分状況も変わってきておりますし、国民の方の認識も変わってきていると思います。いろいろと御意見が出ましたけれども、その点も勘案してさらに議論を進めるべきだと思います。

【会長】 それでは、よろしいでしょうか。いろいろ御意見が出ましたけれども、これまでの質疑を踏まえまして、この法の対象といたします生活関連施設について、今日のところは原案どおり、原子力関係施設と空港を定めるということはこの審議会として認めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【会長】 御異議がないようでございます。ありがとうございます。

それでは、事務局から提示がありましたこの原案を了承したいと思います。

続きまして、議題2でございます。法の運用指針を定める基本方針につきまして、調査審議を行いたいと思います。ここは調査審議となっておりますので、審議会として事務局に参考意見としてお示しをするということになるわけでございまして、承認をするというものではございません。

それでは、今のこの基本方針の案につきまして御発言のある方は挙手をお願いしたいと思います。

○○専門委員、どうぞ。

【専門委員】 ありがとうございます。

特に今回お示しいただきました機能阻害行為の例示ですね。こちらはかなり様々な検討を経た上でこういう形で例示されていると思うのですけれども、実際の実例として、これは随分以前の話ですけれども、在日米軍基地の近傍で産業廃棄物の業者がずっとばい煙を施設に向かって垂れ流して日米間の政治問題になったという案件があったわけです。そのこと自体、非常にその基地の阻害、特にその基地で勤務する軍人でありますとかあるいは軍属に対する阻害行為にもなっております。ここでちょっと拝見しますと、割合、機械的なその機能を阻害するという例が多いように見受けられるのですけれども、ちょっとそういった阻害行為も、外国が本当に阻害しようとするといったときに様々な行為というのが考えられると思います。これはあくまでも例示だというふうに私も理解しておりますけれども、幅広く阻害行為というのがあり得るのだということをちょっと念頭に置いて対応いただけるとありがたいなど。これも要望でございます。

以上です。

【会長】 要望でございますが、よろしいでしょうか。

【事務局】 事務局の〇〇でございます。

〇〇専門委員から御指摘のあった空港の近隣の産業廃棄物業者の話でございますが、本法の立てつけでも、これは環境関係法令で対処できる場合、それは所管行政機関のほうに引き継ぐと。他方で、そういった法の穴を抜いてくるようなものにつきましては本法が適用になるのかなど。勧告、命令等も行うこともできると考えております。さらに、当該事案においては焼却炉の撤去のための措置は行ったもののあの土地はそのまま残ってしまいましたけれども、本法の立てつけでは、土地の購入、買取りも要求することもあったり、当時とは状況が若干異なるかとは思いますが。できる範囲で対処できるのかなど考えております。以上でございます。

【会長】 よろしいでしょうか。

ほかに。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇と申します。

この基本方針につきましてはきちんと網羅されているというか、特に意見はないというか、賛同いたします。けれども、やはりこの法律の一番の懸念点が、国民の権利を一部制限する可能性があるということを国民の方々にどう分かっていただくかというところだと思っております。これはやはり国民を守るための措置なのだよというそもそものところを、意義をきちんと伝えるということが非常に大事になるとともに、いや、大丈夫ですとただ単に言うだけではなくて、懸念を受け止めて、返して、また返ってきたら返すという、やはりコミュニケーションのようなものがとても大事だと思っております。日本人は、難民など、国がなくなるというのは自分とは関係ないと思っているというか、そんなことはないと思っている節があって、私もかつてはそうだったのですけれども、そうではないよというのがやはり最近の社会情勢から分かってきました。度を過ぎた不安をあおるというの

は絶対にやめたほうが良いとは思いますが、適度な不安、安心し切るというのは本当に危ない。適度な不安こそが安全性を高める駆動力になりますので、適切なリスクコミュニケーションというのをこの法律とともに、実際にいろいろな措置とともにやっていく必要があるのではないかと思います。日本の行政は特にコミュニケーションの部分が非常に苦手とよく言われていますので、ぜひここではコミュニケーションと実際にちゃんと進めるということと両方やっていただければと思います。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

では、どうぞ。

【事務局】ありがとうございます。まさに〇〇委員がおっしゃるとおりだと思います。

法律を作るときにも立法事実がないとかいろいろな御指摘もあったわけですが、まさにおっしゃるように環境も変わってきていると。我々は今回、今日、御了承いただければ明日にでも基本方針やこの整理案というのはパブリックコメントにかけていきたいと思っておりますので、そこで出てきたパブリックコメントの意見に対しましては、我々はその回答をしっかりと返していくという形でコミュニケーションも取らせていただきたいと思います。それから、今後区域を指定していくということになりますといろいろな御議論もあろうかと思っておりますので、そこは丁寧な説明に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

【会長】〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】ありがとうございます。おはようございます。〇〇です。

今のことで2つあります。

1つ目が、今、〇〇委員が提起された国民とのコミュニケーションという観点なのですが、私はその中で、やはり今回の法律を実施していく中で、やはり国として政府としてアピールすべきは、やはり一つは国境離島のところではないかなと思います。しっかりと内容が書かれているわけですから、その辺りをしっかりと国民に説明していくことが非常に重要ではないかということを取りあえず申し上げておきたいと思っております。

2つ目が、先ほど来、〇〇専門委員、〇〇専門委員、〇〇専門委員から質問があったところと重なっている、この基本方針のほうでいきますと11ページの例示の部分です。先ほどの議題1のほうの先生方の意見とも絡むという意味なのですが、そして、先ほど〇〇委員も御質問されましたが、やはり私はここが非常に重要だと思っております。事務局からはこれはあくまでも例示であるというふうにおっしゃっていましたが、多分、悪意のあるものというのは非常に創造的なやり方で土地を使ってくるということを念頭に置いておく必要があって、これは有識者会議のときから私たち全員で議論していた話だと思うのですが、ここに出ている7つの例示というのが非常にあっさりとした例示で、恐らくここに無理やり読み込めば入らなくはないものも多いとは思いますが、ただ、

やはりこれを超えてくるものというのを悪意のあるものは考えてくると。ただ、それをあえて例示する必要はないと思うのですけれども、この7つの例示というのがあくまでも限定的な例示であるというふうに捉えておいたほうがいいのではないのかなど。私自身が先ほどからずっと考えていてもこれ以外の使い方というのは幾らでも思いつきますので、やはり何とも言えないなという感覚はございますということです。

以上です。

【会長】事務局、お願いいたします。

【事務局】ありがとうございます。

ここにつきましては私も先ほど申し上げましたとおり、あくまで例示であるということなのですけれども、やはりこれは国会の中で、今までやっていたことが機能阻害行為と無関係だと思われるようなことを行っていた人が非常に御心配、利用するのをためらうといったことがないように予見可能性をとということだったので、あくまでこれは違いますよねというものは今回挙げさせていただいたということでございます。現実はずっと複雑なものだと思っておりますので、様々な当てはめの中で検討する必要があるかと思っておりますので、〇〇委員御指摘のとおりだと我々は考えております。

【会長】〇〇委員、よろしいでしょうか。

【委員】問題ありません。11ページ、12ページ、2つの例示があって非常に意味があるものだと認識しております。

【会長】ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、どうぞ。

【委員】ありがとうございます。〇〇と申します。

私も、今、2人の委員から出ました国民とのコミュニケーションという観点から、1点コメントと2点確認をさせていただきたいと存じます。

まず、コメントですけれども、基本方針案の3ページ3段落目、注視区域の指定に当たっては、「あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴取する」という部分についてコメントを申し上げたいと思います。この点は、この法律が国民、そして、地域の方々に正しく理解され受け入れられるために極めて重要だと考えております。今回のこの法律は、全体の構成として各条文に関わる具体的な要件や手続の多くを、政令、内閣府令、そして、基本方針に委ねています。そのため、法律の条文を読んだだけでは調査や利用規制の具体的な内容が十分には伝わりにくく、昨年の通常国会の法案審議では、恣意的な運用の可能性を懸念する声が多数上がりました。例えば、注視区域に指定されると、地域住民の思想信条まで調査対象になり得るのではないかとか、基地周辺で反対運動を行う住民への過度な監視が行われないかといった懸念が出ました。これは、立法者側から見ると荒唐無稽に思われるかもしれませんが、やはりその対象となる地域の方々にとっては、日常生活を脅かされるような恐怖を感じるものだと思います。そして、法律の成立後、各地の地方議会からは、法律の廃止を求める意見書や、丁寧な情報提供と意見聴取を求める意見書などが複

数提出されています。これは、法案しか見ていない方々にとっては自然な反応だと思います。こうした各地での不安や懸念を考えますと、今回明らかになった基本方針の内容をできる限り分かりやすく地方公共団体へ説明し意見聴取を行うことが、今後の法律の安定的な運用のために極めて重要だと考えます。個別の市町村への説明も必要ですし、例えば、自衛隊や防衛施設が所在する地方公共団体で構成する協議会や、米軍提供施設などが所在する都道府県単位の連絡協議会などを通じて、周知や意見聴取を行うことも考えられるかと思えます。

それから、確認の1点目ですけれども、基本方針案の7ページ1段落目、公簿等の情報収集についての部分です。ここに、不動産登記簿を中心とする一方で、必要に応じて、住民基本台帳等の情報を収集するとありますが、この「必要に応じて」という部分について、運用の透明性の確保の観点から、どのような場面で情報収集を行うのか、ある程度具体的な例を示す、あるいは内閣府令などで手続を定める必要があると考えます。そこで、毎年の調査状況の公表において、こうした住民票や戸籍などの調査件数も公表される予定でしょうかという点を確認させていただきたいと思えます。

そして、確認点の2つ目です。基本方針案の8ページ一番下に(5)として、情報提供の受付体制の整備とございます。ここは非常に慎重な検討が必要だと思います。この情報提供の受付体制の整備について根拠となる条文はどれでしょうか。法律の第8条から読み込めるという理解になりますでしょうか。教えていただければと思えます。

この点について少し補足しますと、情報の受付体制としては、ウェブサイトや電話受付などが想定されると思えますが、悪意を持った人がこうした窓口を利用して特定の個人や団体について意図的に虚偽の情報を提供することもあり得ます。あるいは、正しいと思って伝えた情報でも間違っていることもあるかもしれません。そうした情報の真偽、信憑性を誰がどう確認するのか。また、情報提供者と情報を提供された側の双方のプライバシーや安全をどう守るのか。さらには、寄せられた情報をどう取り扱うのか。そうした点について国民の不安を招かないよう、慎重な検討と配慮した記述がこの部分は必要だと思っており、ここは原案に少し一言でもいいので何か言葉を書き添えていただけたらと、あくまで希望ですが思っているところです。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

コメントも含めてですけれども、確認をされたい点が2点ございましたので、では、事務局、どうぞ。

【事務局】 ありがとうございます。

昨年まさに国会の御審議のときに、今、〇〇委員からも御指摘がありましたように、やはりどうしても中身が分かりづらいという御指摘がございました。我々としては説明をしているつもりではございますが、やはり今あったように、どうしてもその細部についても、今回、この基本方針は定めておりますが、昨年までの国会ではまだここまで議論でき

ないものがありまして、なかなか見えない、見えづらいところがありました。これは今回、基本方針を定めたこと、また、先ほど事務局からも申し上げましたが、パブリックコメント等も今後かけていきたいと思いますので、またそこは国民の皆様こういうものであると、特に不安感を持たれてしまうというのを払拭すべく丁寧な説明を行いたいと思っています。あと、当然、この法律の施行に当たりましては様々な地方公共団体に説明等も意見聴取等を行ってまいりますので、そこで一部誤解されているような向きがあればそこで解消を図りたいと考えて、そこについては努めていきたいというところがございます。

情報の解釈のところについてのちょっと細かいところについては、事務局〇〇にちょっとお願いいたします。

【事務局】事務局の〇〇と申します。

必要に応じてという部分について具体的に記述すべきではないかという御意見をいただきましたが、どのような粒度で調査を行うかというのは、いわゆる調査の手のうちに関わることでございまして、ここを詳細に明らかにすると、対抗する勢力に対抗措置を取られてしまうというおそれがありますので、あまりその調査の手のうちに関わる事項についてはつまびらかに書かないほうがよいのかなという判断の下、このような抽象的な書きぶりにしておるところでございます。それと関連いたしまして、その調査結果の概要の公表に際して、御指摘のような項目まで公表するのかどうかということについては慎重な検討が必要だというふうには考えております。

1つ目については以上でございます。

それと、情報提供を受け付ける根拠でございますけれども、これは国民の権利や自由を行政の側から制限するものではございませんので、特段の法的根拠なく行うことができるものではないかと考えております。

これでよろしいでしょうか。

【会長】どうぞ。

【事務局】最後にちょっと全般的にコメントさせていただきたいと思います。恣意的な運用について心配する声という御指摘がございましたけれども、これにつきましては国会の審議、それから、この法律を審議していく過程におきましても、野党だけではなく与党の中からもそういった御意見はいただいております、私たちの前任もそういうことについては非常に慎重に対応してきた。そういう面でもバランスを取ってやるように留意してきたところがございます。また、関係する自治体について、知事会ですとか市町村会、それから、防衛施設の周辺自治体ですね、これの全国レベルのそういった会合もございますので、そういった機会を活用して自治体への説明というのはやらせていただきたいなど。重層的にかぶっても構わないと思っています。これをやらせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

【会長】よろしいでしょうか。

それでは、〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】基本方針案の4ページの、海上保安庁の施設に関連した規定について御質問させていただきたいのですが、2の(1)のイに海上保安庁の施設に関する規定がございます。海上保安庁の施設の案については、防衛省の関連施設が特に機能ごとに着目した記述になっているのに対しまして、海上保安庁は領海警備に関連する海上における船舶の航行の秩序を維持する機能を有する施設ということで、どちらかという横串を刺したような記述になっております。また、限定が、管轄する海域をめぐる情勢が緊迫しているという限定になっていまして、どちらかという海上保安本部とか海上保安部署をイメージしたような書きぶりになっております。特に機能阻害行為を防止する施設としまして、通信施設等は海上保安庁の中でも極めて重要と考えるわけでございますが、こういった施設もこの規定の中で読み込まれるという理解でよろしいのでしょうか。

【会長】事務局、お願いいたします。

【事務局】まず、防衛施設みたいに個別の機能を書かなかったのはなぜかということなのですが、海上保安庁の施設というのは防衛施設と異なって、全ての海上保安庁の官署が共通の業務を基本的には行っておるといふふうに承知しておりまして、そういう書きぶりにさせていただいております。また、通信施設についてどうかということですが、これは基本方針の中でも対象になり得るものだと考えております。特に、今、御指摘がございましたように、その本部や保安部署の単位で指定する方向にはなっておるわけですが、ここで通信施設を指定、その保安部署が指定されまして当該通信施設を指定する必要があるということであれば、認められるのであれば、当然、その通信施設も対象施設の一部として指定することが可能だと考えております。

【専門委員】了解しました。

将来的には海上保安庁が導入する必要性が生じた際に、特に通信あるいは監視施設については、ある特定海域を想定して設置するのではなくて、広域的な監視あるいは通信を想定して設置するという考えられますので、現在ではこういった規定でも大体盛り込まれるであろうと想定しますが、将来的な施設の編成に応じて、この書きぶりについては場合によっては見直しをしていく必要はあろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

【会長】よろしいですか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】〇〇でございます。

こちらの基本方針は法律の仕組みを非常に丁寧にお示しいただいているものと思います。先ほど、国民の不安の払拭ということがございましたけれども、民間企業との関係でも恐らく同様のことがあるかと思っておりますので一言申し上げます。

インベスト・ジャパンということも、日本政府の重要な方針であると思いますが、注視区域や特別注視区域に指定された不動産が対日M&Aのディールに関わっている場合には、外為法の手続との連携をどのように調整していくのか、図っていくのか、ということが気に

なるところです。こういった点は基本方針に組み込むことではないかもしれませんが、実務の上で関心と呼ぶところかと思えます。パブリックコメントでも、御意見が出てくるかもしれませんが、十分な情報提供がなされるようにと考えております。

これまでの御議論を伺っておりまして、やはり安全保障をめぐる理解と申しますか、その感覚を皆で共有できるようにすることが大事であるものと思えます。

以上、コメントでございますけれども、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 ○○委員、ありがとうございます。

今のことは、会社、民間企業のほうからもその投資に当たって不安感を持たれてはいけないのではないかと御指摘だと思います。これについては、会社のほうからも以前お問合せということがございまして、この法の制度の説明をしているところでございますが、売買を許可制にするものではありませんし、特に外国企業のことを排除するものでは当然ないということは説明しておりますが、これも累次に説明をして、まさにこの法律を作ったときも、経済の発展とのバランスをどう取るかということを考えてございまして、そこはちゃんとその懸念や心配を払拭できるよう努めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

【会長】 それでは、○○専門委員、お願いいたします。

【専門委員】 これはコメントになるかもしれないですけども、既にこの法律に様々な御意見が出ています。自治体のほうからも云々という話がございまして、審議の過程でも様々な御意見があったと。それはそれでパブリックコメントに今回かけられるということで、この種のもの結構それなりにやはり組織的な意見とかも出てくるのがあって、ぜひパブリックコメントに向けた体制というか、私がやったときに一回ちょっと通信体制がパンクしてしまって、当時はファックスだったのでですけども、ファックスもメールも受けられなくなってしまったということがありましたので、ぜひそこは御準備に御遺漏なきようにということを申し上げておきたいと思えます。

【事務局】 御指摘ありがとうございます。

今回はファックスについては利用しない形でやらせていただこうと思っています。臨時のメールアドレスといったものも増強いたしまして、それもやらせていただくということです。

【専門委員】 サーバーがあまり弱いと本当にパンクしてしまうのですよ。

【会長】 それでは、○○委員、お願いいたします。

【委員】 2点ございまして、一つはコメントになります。

まず、1点目は、情報を調査する対象についてです。例えば、7ページとか8ページ辺りに、対象とする当該土地等の利用者その他の関係者というところがございまして、その関係者というところについて、例えば、戸建ての住宅の場合は所有者と利用者というのが1対1対応しやすいですが、例えば、集合住宅とかアパートなどの賃貸物件の場合には所有者と使っている方が別だったりすることが通常一般的なのですが、そういった場合

に賃貸している方の情報を収集するのか、また、分譲の場合ですとマンションなんかは所有権が200世帯なら200世帯で分割していることもございますけれども、そういう場合にはその全世帯の情報なんか集めるのかということです。その辺りが少し気になりました。

もう一点はコメントになるのですが、情報収集をする点について、6ページに、内閣府が一元的に実施するとございます。この調査をする方がどういう方がされて、情報の管理の仕方とかそういうところが情報を集められる立場としては非常に心配というか、どういう管理のされ方をされるのか、調査するのも、内閣府の方が全てされるということだったので、その辺りがもう少し、情報漏えいの心配への対策がどの程度確保されているのかということ、先ほどから議論にありましたが、国民とのコミュニケーションというところになると思うのですが、その辺りの方法について、もう少し書き加えることはできないのかなというのがコメントでございます。

【会長】回答をお願いいたします。

【事務局】事務局の〇〇でございます。

まず、1点目でございますけれども、この法律において利用者という言葉について定義が置かれておまして、法律において利用者というのは、所有者または所有権以外の権原に基づき使用もしくは収益をする者というふうに定義されておまして、所有者はこの利用者に当然に含まれるという建てつけになっております。したがって、お尋ねの賃貸されている物件につきましては、オーナーの側とテナントの側の両方がこの土地等の利用者ということで調査の対象になるというのが1つ目のお答えでございます。

それと、集合住宅について全て調査をするのかということでございますけれども、そもそもこの法律につきましては調査はできる規定になっておまして、行うものとするということになっておるのでございますけれども、その具体的なやり方が書かれております第7条以降につきましてはできる規定になっております。したがって、必要に応じて行うということがお尋ねに対するお答えになります。

2点目でございますが、内閣府の職員が一元的に行うということ以上に詳しくというのはちょっとなかなか、それ以上どういうふうに詳しく書くことができるのかというのが想定しづらいところでございます。お答えしにくいところではございますけれども、とにかく政府の職員がきちんと管理をしていくということは間違いございませんし、個人情報の管理につきましては、個人情報の保護に関する法律というところで一般的なレギュレーションがございますので、それに従ってきちんとやっていくということはしっかりと国民に対しても周知をしてみたいと考えております。

以上でございます。

【事務局】〇〇委員、ありがとうございます。事務局の〇〇でございます。

ちょっと補足をいたしますが、今、情報の収集のところ、昨年の国会の審議の中では、この情報収集に当たるのは自衛官がやるのかと。そういうことはございませんで、自衛官なりが各自で調べることはないということでありまして、調べていくのはあくまでも内閣

府の職員です。いわゆる我々がその公簿等を中心に調べていくということが今の基本の仕組みとなっております。集めました情報の管理でございますが、これについては、特に一部個人情報に含まれるものがございますので、これについて、今、事務局〇〇からも申し上げたように、個人情報保護法に基づいてきちんと管理をしていくと。ですので、内閣府がきちんと管理をします。例えば、全省庁でばらばらと持つのではなくて、内閣府が一元的にちゃんと管理をしてその情報の流出が起こらないようにするというのをきちんと定めていくということを考えるところでございます。

以上、補足をさせていただきます。

【会長】 〇〇委員、よろしゅうございますか。

【委員】 ありがとうございます。

情報を集めることと管理することと、あと、それを集められた側としては、自分が入っているのか入っていないのかというのがやはり非常に気になるということなので、直近の方は分かると思うのですが、おおむね1キロメートルの範囲というそのおおむねの周辺部といいますか、その境界ぎりぎりの方なのか入っているのか入っていないのかというのに関しては非常に気になるころだと思っておりますので、そういう情報公開の在り方をきちんとプロセスを踏んで透明性を担保していただければと思います。

【会長】 それでは、〇〇専門委員、お願いいたします。

【専門委員】 ありがとうございます。〇〇です。

11ページの機能阻害行為のところなのですが、最初の3行にさらっと書いてあるのですが、とても重要なことが書いてあると思います。対象となる施設等の種類、機能等に応じて、機能阻害行為は様々な対応が考えられると。それに併せて機能阻害行為が潜脱的に行われるリスクも考慮する必要があるということがあります。いろいろ海外ではセキュリティーリスク評価なども行われていると聞きます。当然ながらセキュリティーリスクなのでなかなか公にはならないわけですが、ここにあるように、施設の種類、機能に応じてどういふところのセキュリティーリスクをしっかりと考えるかというところを見てあげるところは大変重要なことで、それが機能阻害行為をある意味では目的に応じて明確に位置づけるということにつながると思います。

例えば、発電設備でいえば、発電設備が生活関連施設として機能阻害は何かと考えると、当然ながら発電所本体もそうなのですが、その先の電源ネットワーク系統ですね。そこも併せて考えなければ、機能阻害行為としては定義が曖昧になってしまうわけです。そこはやはりその施設に応じてその機能はそもそも何かというところを明確にした上で、ここに書いてある機能阻害行為が潜脱的に行われるリスクも考慮すると。これは大変重要なのですけれども、なかなかやるのは大変なのです。ですから、ぜひこういう認識の下に実際にこういったセキュリティーリスクというのを踏まえて、評価して、その上で明確に機能阻害行為がきちんと防げるように御配慮いただきたいと思います。

以上でございます。

【会長】よろしいですか。事務局、お願いします。

【事務局】〇〇専門委員御指摘のとおりだと思います。我々も今後、これを第一歩として踏み出した後、そのような検討もしていきたいと考えております。ありがとうございました。

【会長】よろしいでしょうか。

それでは、〇〇委員、どうぞ。

【委員】〇〇でございます。

法律では7条、8条、そして、この方針案では6ページから8ページの調査のところに関する質問です。7ページには内閣総理大臣は求めることができると書いてあります。その関係者の把握は大事なことです。これは当然必要だということなのですけれども、7条の2項で関係行政団体の長及び地方公共団体の長はと、提供するものとするということで、当然これは訓示規定という形で規定しておるわけですよ。この点に関して、国の場合は当然提供はされると思いますけれども、地方公共団体の場合は何らかの理由でしないということも当然あり得るわけですよ。住民基本台帳法にしても戸籍法にしても、それぞれ実施事務、法定受託事務ですが、自治体の事務です。対応されないことにより明らかに公益を害していると認められれば、是正の要求なり是正の指示まで踏み込むのか。自治法の関与についてどう御検討されているのかということを確認しようございます。

また、8条は、報告の徴収を指示に対してするのですが、ここでは「なお必要があると認めるとき」と書いてあるのです。要するに、8条は補充的なんです。ということは、かなり7条できちんと取るということが当然想定されているので、私はそうした関与までするかというふうに読み込んだのですけれども、その点はどうかということです。

また、そういうふう考えたときに、なお必要があるというのは、不十分であるか出さなかったかという両方の可能性がありますよね。それとの関係です。

方針案の8ページを見ると、先ほども御議論がありましたけれども、8条に関して、この補充的であるということが書いていないのです。当然8条ができるという書き方をしているのは、いわゆるその法律との関係で不正確ではないのかという印象を持ったところです。公簿はいろいろありまして、例えば、固定資産税台帳がありました。地方税法の22条で守秘義務が過重的に課されておりまして、これについては空家法の典型的ですが、法律で出せると書かない限りは出せないというのが、恐らく総務省の解釈であったかと考えておりまして、そうであるからこそ、租税特別措置法の改正等がされたのではないのではないかと考えております。それが記憶間違いだったらごめんなさいね。

いずれにせよ、その解釈でできる話であれば空き家があってもさっさとできたわけなので、この基本台帳というのは守秘義務との関係でどういうふうな整理がされたのか。これは確認です。8条というのは「なお必要があると認める」と書いてございますとおり、そうそう軽々にはできないというふうに読むのが法律の読み方としては正しいのだろうと認識しておりますが、想定もそれでよろしいのか。いやいや、そうではなくて、「なお必

要があると認めるとき」というのはそれほど重きを置かなくてもいいというふうに考えられるのか。この点をちょっと明らかにさせてください。

【会長】事務局、お願いいたします。

【事務局】1点目の御質問でございますけれども、7条2項の規定は「ものとする」という述語になっておりますので、基本的には国の機関または地方公共団体の機関は公簿等の提供要請があった場合には応じていただく法的な義務があるという建てつけになっております。その上で提出をしていただけなかった場合に関与まで行うかどうかということについては、多様な情報収集の手段を考えておりますので、法務大臣あるいは総務大臣からの関与を求めるというやり方よりは別の方法で調べていくというほうを多分先行するのではないかなと考えておるところでございます。

それと、報告徴収につきましては、御指摘のとおり、7条の調査によっても解明できなかったことについて行うという補充規定になっておりますので、これを我々が発動するというのは、公簿等の調査を行っても、あるいは現地・現況調査をやっても分からなかったことについて、7条に記載するその人定に関わる項目についてお尋ねをするという場面での発動ということになるものと思います。

それと、固定資産課税台帳の話でございますけれども、法律のほうで7条1項で、氏名、名称、住所その他政令で定めるものについては提供要請をする根拠規定がございますので、固定資産課税台帳のうち、この7条1項に掲げられた項目の部分については、この規定に基づいて自治体からお出ししていただくことについては守秘義務違反にならないという整理を総務省との間でしておるところでございます。ただ、固定資産課税台帳の中にはその他の項目もございます。例えば、課税標準とかそういう部分については我々は提供を求めものものではございません。あくまでも7条1項で提供を求めることができるものについてのみ提供していただくという立てつけにしておるところでございます。

これでよろしかったでしょうか。

【委員】大丈夫なら結構です。

【会長】では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】〇〇です。

2点コメントとして述べさせていただきます。

まず1点目は、参考資料4の特別注視区域内における届出の対象についてです。ここで届出の対象は200平米以上の面積（建物にあっては、床面積）というふうに書いてあるのですけれども、一般的によく地方自治体が開発基準条例などをやって届出を何平米以上してくださいとかというふうにやっているのですが、大概、条例届出逃れみたいなのが出てきているということはあることなのです。ですので、特にこの特別注視区域というのは特に大事なエリアということで、区域指定をすると分かってしまうわけですね。そうしますと、その区域指定の中の敷地を分割するというので、200平米未満にどんどんしていくという分割ということが行われることが懸念されるということですので、例えば、もと

もと一団の土地として一体的に利用していたもの、または従前所有者が同一であったものみたいな形で、その分割した後が200平米未満になってもきちんとともとも200平米以上であれば対象にしていくという、これは運用指針のところで関係してくると思うのですけれども、この辺りが重要になってくると思いますので、特に特別注視区域内ではきちんと届出ができるような形で運用指針のほうも検討していただければというのが一点です。

もう一点は、この14ページ目にあります関係行政機関の長に対する情報提供等というところで、関係法令でいろいろ対応可能なところはいろいろあって、全てこの法律で全部やっていくということではなく、関係法令でできることはどんどんやっていく必要があると思うのですけれども、その際に、結局、地方自治体、特にこういった重要な土地があるようなところというのは小規模な自治体が多いですので、単に情報提供してやってくださいと言うだけではなく、きちんと国、あるいは都道府県と連携しながらサポートできるようにしていかないと、情報だけがどんどん来て何とか対応してくださいと言われてもなかなか持ちきれなくなるのではないかとということも懸念されますので、何か連携とか協力とかサポートとかそういったようなことも今後運用をしていく中では検討する必要があるのではないかなと思っています。

以上です。

【会長】どうぞ。

【事務局】〇〇委員、ありがとうございます。

特に今の200平米のところでございます。要はその届け逃れというところで何かやるのではないかと御指摘のところでございますが、今回の200平米というのは一つのいわゆる一般の方の取引を阻害してはならない一つの基準として設けたわけでございますが、ここで、例えば、捕捉しきれないものについては、事前届出から仮に漏れても当然調査の対象にはなっていくしますので、そこはちゃんと調べていくというこちらのフォローをお願いしていきたいと思っています。また、今いただいたのは、その自治体の運用の中でちょっとどのようになっていくか。そこら辺は不断の検討をしていかなければならないところだと思っていますので、そこはまた今の御指摘を踏まえながら考えたいところでございます。

あともう一点でございますが、特に関係行政機関との連携のところではちゃんときちんとできるように交通整理をしなければならないということだと思っておりますが、そこは特に地方公共団体が情報を受けるということ。あと、我々のほうから依頼をするということ。もちろん国の行政機関の中では当然この法律、内閣府の中でも各省庁から人を集めてやってまいりますので、そこについて齟齬のないようにちゃんとやりたいと思いますので、引き続きの御指導を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

【会長】〇〇委員、どうぞ。

【委員】ありがとうございます。

この基本方針案がこの法律と国民とのコミュニケーションを図っていく重要な手段だという観点から、先ほど来御意見が出ていることについて私も基本的には賛成でございます。

その観点と関わる点なのですが、例えば、この基本方針案の3ページ以降に注視区域と特別注視区域の指定の方針について説明がありますが、この注視区域や特別注視区域、実際の指定はこれからになるわけですが、どこまでが指定されているということについてどういうふうに公表されるのか、国民に知らされるのかということについての情報を入れておく必要はあるかどうか。恐らく具体的には、例えば、土砂災害警戒区域の指定とか同特別警戒区域の指定とか、水害もそうかもしれませんが、地図に落としてここまでが指定されていますという情報を提供していると思うのです。それによって、例えば、自分の家が入っている、入っていないということが容易に確認できるという手段になっていると思うのです。災害対策に関する区域指定とは趣旨や性質が異なる点もありますが、恐らく、何らかの形でこの注視区域や特別注視区域についてもどこがどういうふうに指定されているのかということについては情報がオープンになる形になるのではないかと思うのですが、それについてどういうふうに伝えられていくのかということは基本方針の中ではあえて書かないのか、それとも、何らかの形で伝えられるということは言うておくほうがよいのか。それについても現時点でのお考えがございましたら、お伺いできればと思います。

【会長】事務局、どうぞ。

【事務局】〇〇委員、ありがとうございます。

特に注視区域、特別注視区域の指定に当たりましては、その指定に当たり、内閣総理大臣告示ということで官報告示としていくわけですが、特に国民の皆様から見ると、自分のところは土地が入っているのだろうか入っていないのだろうかというのがやはり関心事項だとは思っていますので、そこはホームページ等で公表するときには地図なども併用した形で分かるような形というのを考えるところでございます。あと、冒頭申し上げましたが、コールセンターというのをつくろうと思っておりますので、例えば、分からないところについてはそこへ問合せをいただいて、自分のところが入っているかどうかということについて確認をして、またお教えをするということで、そのフォローアップをちゃんとやらなくてはという必要性は含んでございます。こういう形で取り組んで、土地のお話はやはり国民にとって一番関心の高いところであり自分の持ち物という高い意識がございまして、そこをきちんと分かるようにしたいというふうにも考えるところでございます。

【事務局】さらに付け加えますと、システム開発はこれからでございますけれども、国土交通省の航空局が飛行制限、空港の周りに建築の制限高さがあると思うのですけれども、それは自分の家の住所を入れれば自動的に判別されるようなものもありまして、そういったものも将来的に入れていきたいなど。特に、これは実は不動産業界のほうからも要望されているのですけれども、届出の義務がどこの家から生じるのかという境目を明確にしないと彼らも重要事項の告示とかができないので、それは今まさにどこまで細かくできるかというのを検討しているところでございます。

【会長】よろしいですか。

【委員】確認ですけれども、公表方法については特に基本方針にはまだ入れておかずにと

ということになるのでしょうか。

【事務局】地図だけでは分かりにくい、地図のほうがいいケースも形状的にあると思いますし、地番でやっていったほうが分かりやすいケースもありますので、そこは併用する場合もありますでしょうし、ちょっとそのやり方はもう少し我々としては検討していきたいと思っております。

【委員】了解いたしました。ありがとうございます。

【会長】ありがとうございました。

ほかに御発言はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

様々な観点から貴重な御意見をいただいたと思いますので、事務局におかれましては、今後の法執行の参考としていただくようにしていただきたいと思っております。

そのほか、法制度全般の内容であるとかスケジュールなどで御意見はございますか。よろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】安全保障に関わるこういう問題というのは非常に重要だと思います。要するに国の法制度としていかに国民の権利を守るかということも重要ですが、仮に日本に対して侵略を考えている国からしますと、どういう形で日本を侵略するかということを考えると、思います。『孫氏』に「兵は詭道なり」というのがありますけれども、侵略を考えている人たちはいろいろなことを考えるわけでございまして、国内の法制度として権利保護という観点からは何を基準にして規制が行われるかということについてのいわゆる予見可能性をはっきりさせるような形でのルールメイキングが重要なのですが、多分、日本に対して侵略を考えている国の場合には、それを回避するような形でのやり方を考えてくるだろうと思われれます。

そのような観点からは、この法の執行の基準等をあまり明確にすると、執行の対象にならないものと考えてくるだろうと。安全保障とはそういう世界であるということ的前提にして、ぜひ、この基本方針もそうですけれども、その法の運用に当たっていただきたいと思っております。

また、ウクライナで大分変わってきたと先ほども申し上げましたけれども、安全保障について、国民の方にそういう世界があるということについての認識を持っていただくということが重要だと思います。どうしてもリジッドな形でその法の適用ということになってまいりますと、まさに日本に入ってこようと考えている人たちは、それを回避するという行動を探すと思います。もし私が侵略する立場ならどこを狙うかという観点からシミュレーションというのもしてみる必要があると感じたところでございます。

そういう意味でいいますと、普通の法律を作ってどういう形で目的を達成するかということ、この法律の運用とは少し違う性質を持っていると思いますので、その点でこの審議会が大変重要な、両方の観点からいろいろと批判と支持が集まってくる場であると思っております。

【会長】これ以上御発言はないようでございますので、これくらいにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、この辺りで終了したいと思います。

最後に、小寺政務官から、一言お言葉をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

【小寺政務官】 それでは、一言御挨拶申し上げます。

本日は、先生方におかれましては、それぞれ専門的なお立場から活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

この重要土地等調査法は、本年6月に一部が施行されまして、本日、初めて審議会を開催させていただいたところでございます。先生方の活発な御議論や御意見を聞いておりまして、この法案が審議されていた内閣委員会の当時の様子を、私も一員として参画しておりましたので思い起こしておりました。やはりいろいろな先生方から御不安な点、あるいは国民の権利を制限する点等について熱心な議論というふうに申し上げますか、なかなか大変な審議であった様子を思い起こしておりました。

しかしながら、今、お話がございましたように、ウクライナ情勢等があつて安全保障環境が当時とは変わりつつあることが、国民の皆様方に御理解をいただけるような環境が整いつつある過程であるとはいえ、やはり漠然とした不安というものが国民の方々にはこの法案に対してあるのだらうということも、今日、いろいろな御意見を賜って気づかせていただいたところでございます。

この法律を安定的に運用していくためには、国民の理解が何より必要であろうと思えます。そのためにはその不安の解消、そのためには、今し方、それぞれの皆様方から御意見いただいたように、公平公正な運用とともに、やはり丁寧な説明責任を国民の皆様に対して果たしていくということが大変重要であろうと考えてところでございます。

9月の全面施行後には区域の指定など、本法執行が本格化していくこととなりますので、先生方におかれましては、審議会を通じて今後とも様々な御意見を賜りまして御指導を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。

【会長】 小寺政務官、ありがとうございました。

最後になりますけれども、本日の議事録に関して申し上げたいことがございます。

決定しました審議会運営規則にのっとり、審議の透明性を確保する一方、委員における率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれないよう取り扱うことといたしまして、発言者名を伏せる形で議事録を公表することといたします。

公表に先立ちましては、事務局から皆様に対しまして内容の確認をお願いする予定でございますので、そのときはよろしくお願いたします。

それでは、これを持ちまして本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

今後の日程等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。

次回の会議の日程につきましては、追って、事務局から御連絡をいたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

本日は、朝早くから長時間にわたりまして熱心に御議論いただきましてありがとうございます。これで本日の会議は終了とさせていただきます。